

一般社団法人八幡市観光協会観光PRキャラクターの
イラスト使用に関する要綱

一般社団法人八幡市観光協会観光PRキャラクター（以下「PRキャラクター」という。）の取り扱いについて、下記のとおり定める。

1. PRキャラクターのイラスト（以下「イラスト」という。）を使用しようとする場合は、理事長の許可を得なければならない。

2. イラストの使用を希望する者（以下「借主」という。）は、所定の用紙により、協会へ申し込む。

ただし、イラストの使用目的については、次に該当する場合のみとする。

〈使用の目的〉

- ① 観光に関するPR活動
- ② 土産物や特産品、地域資源等のPR活動
- ③ その他、八幡市や関係団体が主催する公益性が高い事業活動

3. 前項の規定に関わらず、理事長は、協会の目的に反しない範囲で、営利を目的とした第三者に対しても八幡市の観光振興、地域振興に寄与すると認められる場合は、無償でイラストを使用させることができる。

4. この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

5. この要綱は、令和5年3月13日から施行する。